

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
001	発注概要書	③	2					質問及び回答	実施方針等に対する質問又は意見に対する回答のNo. 267に回答いただいております通り、入札説明書等に対する質問及び回答、技術提案書作成要領に対する質問及び回答、要求水準書等に対する質問及び回答について、質問期間の締切より前にご質問した内容については最終回答日を待たず、早期にご回答いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月10日
002	発注概要書	③	2					質問及び回答	様式1－2の「記入上の注意」に「この質問書はグループ単位で受け付けます。」との記載がありますが、グループの組成は現在受付中の質問に対する回答内容を受け、契約条件が明確になった上で、入札参加可否を決定し、はじめて行われます。 このため、本質問提出時点においてはグループは存在しません。つきましては、グループが組成されるまでの期間においては、企業が単独で質問できることとし、組成後にグループ単位で受け付けという条件にしていただけないでしょうか。 また、上記をお認めいただけない場合でも、個別に質問した企業同士が結果としてグループとなり入札に参加した場合は、失格扱いにならないようお願いいたします。なお、本質問は入札参加に関わるものですので、取り扱いについて、明確にご回答ください。	様式1－2要求水準書等に関する質問書については、質問の受付はグループが組成され入札参加申請した後を想定していますが、グループが組成され入札参加申請する前に、入札参加を前提とした検討に必要な質問については発注概要書に示す入札参加資格（（設計建設業務）または（維持管理業務））の登録業種について名簿登録のある企業単位で質問書を提出いただいても差し支えないものとします。上記において個別に質問した企業同士が結果としてグループとなり入札に参加した場合も、失格扱いとはならないものとします。グループ組成後はグループの代表企業がグループ内の質問事項をとりまとめて質問書を提出するものとします。	令和7年1月10日
003	発注概要書	①		1				提案限度額	提案限度額の基準となる単価適用年月日はいつですか。事業開始後に物価スライドを協議するにあたり、基準日の明確化のためにお伺いするものです。	単価適用年月日は令和6年6月1日としています。なお、物価スライドについては、事業契約書（案）のとおりです。	令和7年1月29日
004	発注概要書	①		1				支払い条件	事業期間に亘り年度毎に設定されている支払限度額割合が、その時点の現状を踏まえ結果として下回った場合は、翌年度以降の支払限度額割合で調整され、事業終了時（最終年度）には合計で100%（満額）支払われるという理解でよろしいでしょうか。	支払いは、事業契約書（案）別紙3の第4項、第5項に基づくものとします。	令和7年1月29日
005	発注概要書	③		2				技術提案書のヒアリング	技術提案については、文書や図表だけでは伝わりづらいものも想定されます。このため、貴府からの問いに対して参加者が答えるだけのヒアリングだけではなく、相互理解を図るうえでも参加者によるプレゼンテーションの機会の設定を是非ともお願いします。	ヒアリングは、入札説明書12（5）オ、技術提案書作成要領3のとおりです。	令和7年1月29日
006	入札説明書	6		9				要求水準書等に対する質問及び回答	特に要求水準書について、令和6年7月19日に公表された要求水準書（案）の記載内容と変更が無い部分については、令和6年8月30日に公表された要求水準書(案)に対する質問回答が有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の契約事項となるのは、入札公告、入札公告以降の質問回答です。入札公告（要求水準書を含む）は、令和6年7月19日に公表した実施方針等（要求水準書（案）を含む）、令和6年8月30日に公表した実施方針等に関する質問又は意見に対する回答、令和6年10月25日に公表した実施方針（修正版）を踏まえています。	令和7年1月29日
007	入札説明書	6		10	(3)			現地見学会	「参加者は各社3名まで、1グループ10名までとする。」とありますが、同一グループが別日に複数回見学することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
008	入札説明書	7		12	(5)	オ		技術提案書提出に係る留意事項	「（前略）技術提案の内容についてヒアリング、資料の追加請求を行う場合がある。」との記載がありますが、入札参加者間の公平性を保つ観点から、「入札参加者のうち特定の参加者のみヒアリング実施、またはヒアリングなし」ということにならないよう、ヒアリングの実施有無をご検討願います。	ヒアリングは、入札説明書12（5）オ、技術提案書作成要領3のとおりです。なお実施の場合は発注者において公平性を考慮します。	令和7年1月29日
009	入札説明書	10		21	(1)			入札保証金	入札参加資格を保有していれば入札保証金は免除されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
010	入札説明書	13		30				「設計建設業務」に係る契約の保証	「受注者は、『この契約』の締結と同時に、～契約保証金を納付しなければならない。」とあります。『この契約』とは、貴府とSPCで締結する事業契約を指す理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
011	入札説明書	16						別紙 参考図書リスト	図書リストに記載のない配管、埋設物等が発見された場合、もしくは図面と異なる場合のリスクは発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 別紙2をご確認ください。併せて要求水準書P. 21「2.2 事前調査」についてもご参照ください。	令和7年1月29日
012	入札心得	5		17条				設計建設業務に係る契約の保証	「受注者は、『この契約』の締結と同時に、～契約保証金を納付しなければならない。」とあります。『この契約』とは、貴府とSPCで締結する「事業契約」を指す理解でよろしいでしょうか。	管理番号10を参照願います。	令和7年1月29日
013	発注概要書	1						提案限度額	提案限度額のうち、維持管理業務が5,812,719,000円となっておりますが、この金額に変動費1・2は含まれていないものと考えますが、よろしいでしょうか。	限度額には変動費1、変動費2を含みます。	令和7年1月29日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
014	発注概要書	1						提案限度額	提案限度額のうち、維持管理業務が5,812,719,000円となっております。この設定価格の積算根拠、あるいは算出の考え方をご明示いただけます様、お願いいたします。	提案限度額は発注者が事業実施する場合の標準的内容を想定し実績を踏まえて設定したものです。ですが、提案限度額の積算根拠や算出の考え方は明示しません。	令和7年1月29日
015	発注概要書	1						提案限度額	提案限度額について、記載されている金額は固定費・変動費ともに積算時(令和6年度)の単価にて設定されていると考えます。技術提案および入札時には令和7年度の単価にて再設定されるものと考えてよろしいでしょうか。	提案限度額の再設定は行うものではありません。	令和7年1月29日
016	発注概要書	2						要求水準書等に対する質問及び回答	質問に対する最終回答日が「令和7年8月13日(水)」となっております。早期に提出した質問については随時回答いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	管理番号1を参照願います。	令和7年1月29日
017	発注概要書	1	-	1	-	-		落札方式	最低制限価格の採用をお願いできますでしょうか。理由として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、『その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。』と記載があるためです。	発注概要書のとおり、最低制限価格制度は採用しません。	令和7年1月29日
018	発注概要書	1	-	1	-	-		予定価格	「予定価格」の算出方法をご教示ください。	予定価格の算出方法は開示しません。	令和7年1月29日
019	発注概要書	1	-	1	-	-		提案限度額	提案限度額設定の根拠となる、「材料単価」「機器単価」「労務単価」等の積算基準時期をご教示ください。	管理番号3を参照願います。	令和7年1月29日
020	発注概要書	1	-	1	-	-		提案限度額	提案限度額の積算基準時期から入札まで一定の期間があり、その間に物価(デフレータ等)や労務単価等が変化するため、本価格は見直しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 上記が見直しいただけない場合、公告時期（R6年12月13日）から入札まで一定の期間があり、その間に物価(デフレータ等)や労務単価等が変化するため、本価格は見直しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また上記の価格見直しが認めていただける場合、物価変動を試算するうえで根拠となる指標は事業者からも提案でき、協議の上、指標も決定いただけますでしょうか。	管理番号15を参照願います。	令和7年1月29日
021	発注概要書	1	-	1	-	-		提案限度額	提案限度額の算定について、濃縮・脱水設備工事は今回改築更新工事になるため、仮設費（積上）が計上されていますが、見積徴収等により算定し提案上限額に加味されているのでしょうか。 もし見積徴収されていないのであれば、契約後追加変更していただけますようお願いします。	提案限度額にはご質問の仮設費（積上）を加味しています。	令和7年1月29日
022	発注概要書	1	-	1	-	-		支払い条件	各年度の出来高予定額ならびに支払限度額は、受注後に詳細設計を行い設計書を作成した後に、見直しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 本件DBO事業であり、詳細設計後に設計書を作成し出来高を計算した場合、年度出来高および支払限度額の割合は変わるものと推察します。	支払限度額は別途事業契約書（案）により契約締結時に定めます。なお支払限度額等の変更について事業契約書第61条をご確認ください。	令和7年1月29日
023	発注概要書	3	-	2	-	-		入札説明書等に対する質問及び回答	質問について最終回答日が設定されていますが、早期に質問した項目は随時に回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号1を参照願います。	令和7年1月29日
024	発注概要書	3	-	2	-	-		技術提案書作成要領に対する質問及び回答	質問について最終回答日が設定されていますが、早期に質問した項目は随時に回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号1を参照願います。	令和7年1月29日
025	発注概要書	3	-	2	-	-		技術提案書作成要領に対する質問及び回答	早期に質問した項目について随時回答いただける場合には、質問と合わせて希望回答日をご提示させていただいてもよろしいでしょうか。	希望回答日のご要望にはお応えできません。	令和7年1月29日
026	発注概要書	3	-	2	-	-		要求水準書等に対する質問及び回答	質問について最終回答日が設定されていますが、早期に質問した項目は随時に回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号1を参照願います。	令和7年1月29日
027	発注概要書	3	-	2	-	-		要求水準書等に対する質問及び回答	早期に質問した項目について随時回答いただける場合には、質問と合わせて希望回答日をご提示させていただいてもよろしいでしょうか。	管理番号25を参照願います。	令和7年1月29日

管理番号	資料名	頁	部	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
028	発注概要書	3	-	2	-	-		資料閲覧及び借用	資料閲覧及び借用は入札参加申請前でもできるように設定いただけないでしょうか。 資料閲覧及び借用は入札参加可否の検討に必要と考えており、また参加の場合には精度の高いご提案につなげることができると思います。	発注概要書のとおりとします。	令和7年1月29日
029	発注概要書	3	-	2	-	-		技術ヒアリング	発注者が必要と判断した場合はヒアリングを行うことがある、必要な場合に発注者からの質問に回答する場でしょうか。あるいは事業者から説明をしたうえで質疑回答を行う場でしょうか。 当社としては後者を望みます。	前者です。	令和7年1月29日
030	発注概要書	6	-	3	-	-		入札参加者の構成	構成企業について企業数や工種に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
031	発注概要書	6	-	3	-	-		入札参加者の構成	構成企業の追加及び変更について、「入札参加申込書受付後は原則として認めない。ただし、入札参加資格確認基準日から事業契約締結までの間にやむを得ない事情・・・代表企業以外の企業について、資格・能力等の面で支障がないと府が判断したときは、追加及び変更を認めることがある」と記載がありますが変更に際してはペナルティーは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
032	発注概要書	6	-	3	-	-		入札参加者の構成	「運転管理業務については構成企業又は構成企業による共同企業体以外の者と契約を締結してはならない」と記載がありますが補修業務については本内容に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
033	発注概要書	7	-	4	-	-		入札参加資格（設計建設業務）	焼却炉機械設備工事を実施する企業についてのみ記載があります。土木・建築・電気・他機械設備工事を実施する企業については、同様の資格要件はないと考えてよろしいでしょうか。	発注概要書及び入札説明書のとおりです。	令和7年1月29日
034	入札説明書	1	-	-	-	-		対象図書	令和6年7月19日に公表された実施方針等に記載の内容と本対象図書の内容に齟齬がある場合には、本対象図書の内容が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号6を参照願います。	令和7年1月29日
035	入札説明書	1	-	-	-	-		対象図書	その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、とありますが、令和6年8月30日に公表された「実施方針等に関する質問又は意見に対する回答」は効力を有しているとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号6を参照願います。	令和7年1月29日
036	入札説明書	6	-	10	(1)	-		現地見学会	期間内であれば、複数回実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	管理番号7を参照願います。	令和7年1月29日
037	入札説明書	6	-	10	(1)	-		現地見学会	見学できる時間は午前10時から午後4時（12時15分から13時までを除く）の間で制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。現地見学会参加申込書により申し込みください。ただし、状況によりご希望に添えない場合があります。	令和7年1月29日
038	入札説明書	6	-	11	(1)	-		参考図書の閲覧及び借用	期間内であれば、複数回実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、借用は、借用書兼誓約書の記載事項をご確認ください。	令和7年1月29日
039	入札説明書	7	-	11	(3)	-		閲覧及び借用する参考図書の内容	「借用書兼誓約書」を提出して借用する図書の数量に制限（1回につき●冊まで等）はありますでしょうか。	制限はありません。	令和7年1月29日
040	入札説明書	8	-	14	(3)	-		再度の入札	再度入札は直ちにとありますが、入札を実施したその日、その場所にて、再度入札が行われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年1月29日
041	入札説明書	13-14	-	34	-	-		総合評価における技術提案の履行に関する事項	「業務完了までに技術提案内容の履行が可能な項目に関して、受注者の責により履行されない場合は、契約違反として、違約金を請求することがある」と記載ありますが、具体的(減額率など)かつ定量的な減額設定があればご教示ください。	事業契約書（案）別紙5「4技術提案内容不履行時の措置」をご確認ください。	令和7年1月29日
042	入札心得	4	-	-	-	-		（失格）	開札から落札者決定までの期間に・・・とありますが、開札から契約完了ではなく、事後審査通過、決定までに、いずれかに該当した者が失格と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて入札心得18条についてもご参照ください。	令和7年1月29日
043	入札心得	5	-	-	-	-		（落札者の決定）	開札から落札者決定までは、事後審査資料を提出後、1日以内に審査頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	手続きには一定の期間を必要とします。	令和7年1月29日